NAGOYA UNIVERSITY

GRADUATE SCHOOL OF LAW & SCHOOL OF LAW

名古屋大学大学院法学研究科

2019 年度 応用法政コース・国際法政コース 研究教育年報 Annual Report on Research and Education 2019

コース名:	国際法政コース
Corse	LL.M(Comparative Law) Program in Law and Political Sience
論文タイトル:	モンゴルにおける遊牧民の土地権に関する憲法的考察
Title	—「宿営地保有権」と「宿営地周辺の牧地利用権」を中心に—
JaLC DOI:	DOI: 10.18999/annrre.2019.1
言語:	日本語
Language	
著者:	ムソフバット・ドルジスレン
Author	ム ノ ノ ハット・トル シ ヘレン
学年:	法学研究科(国際法政コース)博士前期課程2年

モンゴルにおける遊牧民の土地権に関する憲法的考察1

一「宿営地保有権」と「宿営地周辺の牧地利用権」を中心に ムソフバット・ドルジスレン

$\sim L$
2/17
TA
~ `

はじめに	. 2
第一章 モンゴルにおける遊牧の歴史と憲法上の位置づけ	. 4
第一節 モンゴル遊牧の歴史	4
1 遊牧の伝統的あり方	4
2 遊牧と社会体制の転換	6
第二節 モンゴル国憲法における遊牧の位置づけ	. 8
第二章 遊牧民の土地権をめぐる現行法制度	10
第一節 モンゴル国憲法における遊牧民の土地権	10
第二節 現行土地法における遊牧民の土地権	13
1 モンゴルにおける土地権の概要	
	14
2 土地保有権の法的意味	17
第三章「宿営地周辺の牧地利用権」に関する立法上の問題点と改善策	20
第一節 裁判例の検討	21
1 宿営地の除去を請求する事件	21
2 宿営地周辺の牧地保護に関する事件	24
第二節 裁判例から見た立法上の問題点と改善策	25
1 「宿営地周辺の牧地利用権」に関する問題点	25
2 立法上の改善策	26
おわりに	28
念 老文献	30

¹ 本稿は、2019年6月25日に名古屋大学大学院法学研究科に提出した修士論文に、その後の口述試験でのコメントなどをふまえて、加筆修正を行ったものである。

はじめに

モンゴル人は3000年以上前から、遊牧をその生業として行ってきた。その理由は、モンゴルは半乾燥地であり、土地の生産力が弱く、農業に適していないからである。歴史を遡ると、モンゴルの遊牧は、封建制度(~1924年まで)、社会主義制度(1924~1992年)、民主主義制度(1992年~)という三種類の社会体制の転換を経験し、変化も受けてきた。

封建時代のモンゴルでは、階層的な社会構造を反映して家畜所有の格差が非常に大きく、遊牧民がチベット仏教寺院や貴族などの大所有者の家畜を預かって、遊牧をしていた²。社会主義時代に至り、遊牧は単なる生活様式ではなく、産業に変わったと考えられる³。たとえば、集団化が行われ(1950年代)、遊牧の担い手がホタアイル⁴や仏教寺院から牧畜協同組合(ソ連のコルホーズに類似する)に変わった。この組合は、当時の家畜を国有化し、遊牧民をその労働者として採用し、遊牧を強く管理することとなった。そして、牧畜協同組合を中心とし、行政区域も変えた。これは、「ヨーロッパの定住的生活様式の文明の影響であり、ハンガイとゴビを両立させながら、行政区を決めてきた、匈奴国家のとき〔紀元前3世紀=引用者による補足、以下同様〕から開始され、長きにわたり承継されてきた伝統を廃止したことである」⁵と評価される。

このような産業化にともない、遊牧の上では少なからず変化がもたされたものの、その牧地の利用形態は基本的に変わらなかったと考えられる⁶。つまり遊牧民が、家畜にとって良い牧地を求め、移動していくという、基本的あり方には変わりがなかった。その背景には、社会主義制度の下で「土地私有化」が認められていなかったこともあるだろうと考える。

20世紀末に世界的に広まった民主化運動の影響により、モンゴルも約70年間採用してきた「社会主義制度」を廃止し、現行憲法である「モンゴル国憲法」(1992年)を制定し、民

² 中村真咲「モンゴル土地法における牧地保有権の展開」、社会体制と法 10 号 (2009 年) 15 頁:http://assls.sakura.ne.jp/wp/wp-content/uploads/2016/07/nakamura.pdf (最終閲覧日:2019 年 7 月 20 日)

³ Н.Хавх: Монголчуудын нүүдлийн соёл, иргэншилийн гүн ухаан, УБ 2005 он 20-р хуудас. (N・ハブフ『モンゴルの遊牧文化、遊牧文明の考え方』(モンゴル国立大学、2005 年) 20 頁)

⁴ 「草資源と畜産資源を効率よく利用するには、共同体が必要になるのである。この共同体はホタアイルという。」(今岡良子「モンゴルの遊牧社会の変容-資源をめぐる紛争予防の観点から-」IPSHU 研究報告シリーズ 35 号、(広島大学平和科学センター、2005 年) 76 頁: https://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/Pub/35/Part7.pdf (最終閲覧日: 2019 年 7 月 20日))

⁵ N・ハブフ・前掲注 3) 562-563 頁

⁶ 中村真咲・前掲注2)15頁

主主義制度へと移った。モンゴル国憲法は、民主化と市場経済化を進めていくことのみではなく、モンゴルの伝統の存続を確保することが、その目的の一つだと定めている。

モンゴルの歴史上初めて、同憲法により、土地所有権が認められた(憲法 16条3項、6条3項)。土地私有化は、1994年の土地法、2002年の土地法(現行法)、2002年の土地私有化法等により、展開されている。その背景として、アジア開発銀行(ADB)等の国際機関による影響も強いといわれている⁷。そして土地私有化と同時に、2002年からモンゴルで、鉱山開発の経済的な役割も大きくなっている。たとえば、モンゴルに対する海外からの投資の81%を鉱山開発が占めており、モンゴルの輸出品の80%は、鉱物資源等の鉱山開発によるものである⁸。

このような社会体制の転換により、遊牧民は社会主義時代に存在した公的な支援や牧畜 生産に関わる諸制度を失うとともに、市場経済、土地私有化という新しい現象への適応を迫 られていくことになっている。しかし遊牧と市場経済とは馴染まないところもあり、現在遊 牧民らは世界温暖化等の自然の変化とともに、鉱山開発、土地私有化の進行等により、自身 の力のみでは越えがたい多くの問題に直面している。この中で本稿は、遊牧民の土地権とり わけ宿営地(後に詳しく説明する)を拠点としてその周辺地を牧地として利用する権利(本 稿では、「宿営地周辺の牧地利用権」と呼ぶ)を対象としている。

遊牧民というと、一般的なイメージとしては、草原で移動しながら生活していると考えられている。確かに、遊牧民は家畜にとって相応しい牧地を求めて可能な距離範囲に移動していく。とはいえ、原則として、冬および春において、遊牧民はそれほど移動しないのが一般的である。というのは、冬や春は比較的移動する必要性が低いからである。そもそも遊牧民が夏や秋に移動する目的は、家畜の栄養取得にある。家畜が冬を越すことができるように、鍛えることである。そのため、雨が降った場所へ移動し、新しい草等を食べさせることは、遊牧民の大きな目的である。しかし、冬や春には、雨が降り、新しい草が生えてくるということはない。夏の時期に生えた、草原における既存の草を食べさせることが、冬や春の遊牧である。そのため、移動する必要性が低い。また、モンゴルの冬は、夜マイナス40度を下回る日が多く、春は家畜も出産に備えるため、暖かい場所で宿営する必要がある。

そこで遊牧民は、冬または春に畜舎などが設置されている宿営地に寄宿し、その周辺地を

⁷ 滝口良「土地所有者になるために-モンゴル・ウランバートル市における土地私有化政策をめぐって-」北方人文研究 2 号(2004 年)58 頁

⁸ モンゴル財務省のサイト: https://www.eri.mn/download/khandtsooj.pdf (最終閲覧日: 2019年7月20日)

牧地として利用しながら遊牧を行う。家畜(主に山羊と羊)は宿営地を拠点として、その周りを日常的に移動し、夜になる前に宿営地に戻ってくる。したがって遊牧民にとって、宿営地を持つということは非常に重要である。ところが現在は、遊牧民の「宿営地周辺の牧地利用権」が十分に保障されていないため、遊牧民が遊牧を営む上で支障を来している。こうした現状に対し、憲法の観点から立法上の改善策を提言するのが本稿の目的である。

以上の目的を踏まえて、本稿は以下の構成をとる。まず第一章で、モンゴルにおける遊牧 の歴史とモンゴル国憲法上の位置づけを明らかにしておきたい。モンゴル国憲法にとって、 遊牧の存続を確保することが目的の一つとして想定されているということを指摘する。

そして、第二章で、モンゴル国憲法における遊牧地の土地権に関する考え方を踏まえて、 その考え方が民法や土地法においてどのように考慮されているかという問題を取り上げたい。この際、日本の物権法の基本概念を参考にしながら、その物権としての内容も特定するように試みる。

そのうえで遊牧民の土地権に関する立法現状を明らかにし、第三章で、遊牧民同士の牧地利用に関する裁判例を検討し、遊牧民の土地権とりわけ「宿営地周辺の牧地利用権」が実際上どのようになっているか、立法現状を踏まえながら考察する。そして最後に、「宿営地周辺の牧地利用権」に関する立法上の改善策を提言したい。

第一章 モンゴルにおける遊牧の歴史と憲法上の位置づけ

本章ではまず、考察の前提として、遊牧とはどういうものか、今日までどのような歴史を 経験してきたのか、現行憲法においてどのような位置づけとなっているかに関して、確認し ておきたい。

第一節 モンゴル遊牧の歴史

1 遊牧の伝統的あり方

牧畜は、大きく二つのタイプに分類される。その一つは、牧場方式であり、一定の空間を 柵で囲い、その中で牧草を育て、水場を設けて家畜を飼養するものである。もう一つは、放 牧方式(遊牧)であり、自然の恵みである牧草と水を求めて家畜を遊動させる方式である⁹。 そして遊牧は、モンゴルやアフリカ等の降水量が少ない乾燥地帯で、その生業として行われてきた。つまり、土地の生産力が弱く、農業等に相応しくない環境で、生業を立てて、生活していくための戦略である。モンゴルの遊牧文化研究者の N・ツムルジャブ、N・エルデネツグトが「モンゴル人は、世界から遅れていたから、あるいは容易だという理由で、生業として遊牧を選んだわけではない。モンゴルの気候、地域的状況等の自然環境により、遊牧を選択するに至った。農業に相応しい土地は、モンゴル全面積の僅か 1.1%にすぎない。」¹⁰と述べている。この意味で、「遊牧とは……未開の乾燥又は半乾燥地域における人間の居住を可能とした人類史上画期的な発明であった」¹¹と評価される。このようにまとめると、遊牧は乾燥地における基本的な生活戦略であり、移動はそのエッセンスである。

そして前述したように、モンゴルは遊牧に関して 3000 年以上の長い歴史を持っている。モンゴルの研究者らは、モンゴルの遊牧を「モンゴルの気候等の自然に最も適したものだ」と評価し、「先進的遊牧」と称して、「モンゴル遊牧とは、自然のルールを把握した上で、そのルールに合わせながら、5 畜 [山羊、羊、ラクダ、牛、馬のこと=引用者による補足、以下同様]を放牧方式で牧畜する生活様式である」¹²と定義することが多い。そして一般的には、モンゴル遊牧の特徴は、①その家畜が「5 畜」であること、②自然の恵みのための移動という点にあると考えられている¹³。

モンゴルで「5 畜」が遊牧される理由として、自然的側面および生活様式的側面の2つが考えられる。まず自然的側面については、以下のような、合理的な牧地の利用が考えられている。たとえば、山羊と羊の群れが通り過ぎた後に、馬等を通り過ぎさせた場合、山羊の足により掘り起こされた土が、馬の足により元の状態に回復すると考えられている。したがって、昔遊牧民が移動する際には、まず山羊と羊の群れが、その後馬等が移動していた。また、このように多種の家畜を飼うことで、土地への負担も分散されていたと考え

⁹ 佐藤俊編『遊牧民の世界(講座・生態人類学 4)』(京都大学学術出版会、2002 年)3-4 頁

¹⁰ Н.Төмөржав, Н.Эрдэнэцогт: Монголын Нүүдэлчин, УБ 1999 он, 37-р нүүр (N・ツムルジャブ、N・エルデネツグト『モンゴルの遊牧民』(モンゴル国立科学アカデミー、1999年) 37 頁)

¹¹ 環境省自然環境局自然環境計画課「モンゴル・遊牧による草地の持続可能な利用・管理」 世界の事例 5 号、2 頁: http://www.env.go.jp/nature/satoyama/satonavi/(最終閲覧日: 2019 年 7 月 20 日)

¹² N・ツムルジャブ、N・エルデネツグト・前掲注 10) 110-112 頁

¹³ 同前 108-111 頁

られる14。これが、5種類の家畜を組み合わせする、自然的理由である。

生活様式的側面については、以下のように考えられる。すなわち、遊牧民が移動する 際、ラクダにそのゲル(遊牧民の伝統的家)などを乗せていた。馬は、基本的な交通機関 であった。このように5種類の家畜を遊牧することにより、その移動的生活を維持すると 同時に、自然保護にも配慮していた、ということである。

上述したように、自然の恵みを求めての移動は、遊牧のエッセンスであり、モンゴルの遊 牧にもあてはまる。しかし同時に、極寒の地である自然条件や家畜の子が生まれるなどの事 情により、冬または春は遊牧民が、畜舎などが建てられている宿営地を拠点として遊牧を行 っている点にも注意が必要である15。(「はじめに」の該当箇所を参照)

2 遊牧と社会体制の転換

「はじめに」で述べたように、3000年以上の長い歴史の中で、モンゴル遊牧は、封建制 度(1924年まで)から社会主義制度(1924~1992年)へ、社会主義制度から民主主義制度 (1992 年から) へ、という三種類の社会体制の転換を経験した。したがって、その伝統的 あり方も変わりつつあると考えられる。

まず封建制時代の遊牧については、基本的には遊牧の伝統的あり方に変化はなかった、と いわれる。当時、家畜の多くを貴族や高僧が所有しており、自分の家畜をもたない、雇われ 牧民も多かったと解されている16。近代の労働者と異なり、生活の必要のため、家畜資源を 使っていた。たとえば、その乳製品を食べたり、衣類として使ったりしていた¹⁷。

1924年から 1990年までは、モンゴルの社会主義時代である。モンゴルは、満州族清朝の 下で 200 年にわたって支配され、ようやく 1921 年に「人民革命」により再独立した。しか し、その独立を守り続け、国際的な承認を得るために、当時のソ連に援助を求めるほかなか

¹⁴ 稲村哲也『遊牧・移牧・定牧―モンゴル、チベット、ヒマラヤ、アンデスのフィールド から--』(ナカニシヤ出版、2014年) 35 頁

¹⁵ ここでは秋について触れていないが、モンゴルは日本と同じく四季がある。秋の場 合、雨があまり降らないが、まだ冬の寒さが来ていないため、遊牧民は冬宿営地に定住す るより、草等が良い牧地を追いかけ、移動していくことが多い。つまり秋は夏とあまり変 わらず、移動性が高い。

¹⁶ 稲村哲也・前掲注 14) 31 頁

И.Лхагвасурэн: XX зууны Монголчууд, Осака хотын музей 2003 он 4-р хуудас (I · /// グワスレン『20 世紀のモンゴル人達 (Senri Ethnological Reports 42)』(National Museum of Ethnology Osaka, 2003年)4頁)

った。そこでソ連の強い影響の下で1924年に「モンゴル人民共和国憲法」(モンゴル初の憲法)を制定し、社会主義制度を採用することになった。

社会主義時代において、①遊牧民の集団化、②農業の展開、③産業化といった、伝統的遊牧のあり方を変えるような、いくつかの大きな出来事が起きたといわれる¹⁸。

遊牧民の集団化とは、1950 年代から実施された政策であり、当時家畜をもっていた遊牧民の家畜を国有化し、牧畜協同組合のメンバーにその家畜を配分した。この集団化により、それまでの伝統的な遊牧から、家畜を共有し組合員となった遊牧民が特定の家畜を請け負って飼育し、給料を受け取るという方式になった¹⁹。そしてこれにより、伝統的あり方に委ねられてきた遊牧が、国家の強い管理の下に置かれたということができる。

牧畜協同体組合により、遊牧の産業化のため、多様な政策が実施されたといわれる。その 一つは、分業政策である。分業政策とは、それまで「5 畜」を一緒に牧畜してきた習慣を破 り、それぞれを種類により分類し、異なる場所で別々の遊牧民が牧畜する制度である20。た とえば、ラクダを A と B という二つのグループに分け、A グループは「雌のラクダおよび仔 ラクダ」であり、B グループは、「雄のラクダおよび出産しない雌のラクダ」であった。こ の分類は、基本的に雌か雄かで分けているということができる。雄の特徴は、増えることが ないため、十分に栄養をとらせて肉として売るという、畜産的な側面である。つまり、この ように、雄または雌で分けるということは、畜産生産の基本的対象たる雄の家畜を別個に取 扱い、十分に栄養等をとらせたいという考えに基づく。この考え方が、牛や羊にも採用され ている。これは、畜産生産の面をより重視しているということである。山羊と馬には適用さ れていないが、それには以下のような理由がある。すなわち、馬は従来、15 頭ぐらいで一 つの群れとなり、生活してきた。その群れにも構成がある。一頭の雄がおり、その群れの安 全などを守ってきた。したがって、ラクダまたは牛のように、雄または雌で分けることが難 しい。山羊の場合は、山羊ばかりだと安定性が悪く、管理が難しい。したがって、昔から、 羊と合わせて一つの群れとして遊牧してきた。こういった伝統に対し、この政策は、産業と してのより良い効率のため、遊牧の伝統を変えようとしたものである。これは、伝統の知恵 である持続的な牧畜の理に反するもので、現場の遊牧民の知恵の方が勝っていたという評

¹⁸ 同前 1頁

¹⁹ 同前 5 頁

²⁰ 稲村哲也・前掲注 14) 35 頁

価もある21。

また、このような遊牧の産業化により、その移動についても変化が起きていた。具体的には、移動範囲がより縮小されることになった。牧畜協同組合の組織構成に従い、モンゴルの行政区も変わり、21 の県、365 の村に分けられることになった。以前は、モンゴルはわずか5の行政区に分けられていたにすぎない。このように、行政区がより小さくなることは、その故郷の範囲も狭くなり、移動範囲にも影響を及ばすことを意味する。

以上をまとめると、遊牧の産業化を目指すに伴い、その伝統的あり方にも変化が生じ、自然との調和性およびその移動の範囲が縮減したといえる。遊牧の産業化が、結果的に遊牧をより定住的なものにしたといえる。

第二節 モンゴル国憲法における遊牧の位置づけ

上述したように、遊牧はモンゴルの伝統であり、長い歴史を持つ生活様式である。したがって、現行憲法たるモンゴル国憲法においてもその存在および法的保護がある程度想定されている。モンゴル国憲法は、①国の独立と主権(1~13条)、②人権(16~19条)、③統治機構(20~56条)、④行政区と地方自治(57~63条)、⑤憲法裁判所(64~67条)、⑥憲法改正(68~70条)という構成をとっており、前文と第一章「国の独立と主権」において、遊牧に関連する規定がおかれている。

まずモンゴル国憲法の前文においては、「モンゴル国民である我々は、国の独立と主権を確固たるものにし、人権、自由、公正、民族の融和を尊び、政治、歴史、文化的伝統を敬い承認し、人類の文明的成果を尊重し、母国に人道的、民主的な社会を構築し発展させることを至高の目的とする。よって、ここにモンゴル国憲法を全国に発布するものである。」²²と宣言している。「歴史、文化的伝統を敬い承認する」という文言は、「国民の今までの生活様式、慣習などを大切にし、その存続と改善を確保するために、常に心がけていくという意味である」²³と解されている。また、憲法裁判所²⁴も前文における「歴史、文化

_

²¹ 同前 35 頁

²² 山口幸二 (解説・訳) 「モンゴル国・Mongolia」 萩野芳夫ほか編『アジア憲法集 (第二版)』 (明石書店、2007年) 466頁

²³ Г.Совд нар: Монгол Улсын Үндсэн хуулийн тайлбар, УБ 2000 он (G・ソブドほか『モンゴル国憲法の解釈』(法務省、2000 年) 13-14 頁)

²⁴ モンゴルは、抽象的違憲審査制を採用しており、違憲審査権限を「憲法裁判所」という 特別裁判所が行使している。その実定法上の根拠は、憲法 64 条 1 項であり、「憲法裁判所

的伝統」という文言を引用し、具体的な事件を判断している。たとえば、現行法である「国家と宗教団体との関係に関する法律」4条2項の違憲性が問われた事件である。同条文は「国家がモンゴル国民の統合、文明および文化の歴史、伝統を尊敬し、モンゴルにおけるチベット仏教の優越的な地位を尊敬する。ただしこれは、国民が他の宗教を信仰することを妨げてはならない。」と定めている。Aという市民が、同条文がモンゴル国憲法9条25における「政教分離原則」に違反するとし、憲法裁判所に訴えた26。憲法裁判所は「当該条文は、モンゴル国憲法の前文で取り上げられている、歴史、文化的伝統を敬い承認するという趣旨に適合している」とし、合憲とした27。要するに、モンゴル国憲法の目的の一つは、伝統と文化を保護することであり、憲法裁判所もこの目的を重視している。

次に憲法 5 条 5 項は「畜群は国民の宝物であり、国の保護の下におかれる」と規定している。同条文に関して、モンゴル国憲法の起草過程や制定過程などにおいて大きな役割を果たした、憲法草案の創設者といわれる B・チメド²⁸は、「モンゴル人は「家畜」のことを非常に尊敬してきた。この条文にもその発想が現れている。当該条文は最初の憲法草案には存在しなかったが、憲法草案に対する国民の審議が行われていたとき、国民の中からこの条文の提案があり、多数決の支持を受け、制定に至った。最初は「畜群」ではなく、

_

は、憲法の施行について最高の監督を行い、その条項への違反について判断を示し、訴訟を審理し決定する権能を有する機関であり、憲法導守の保障である。」と定めている。モンゴル国憲法 65条1項に「モンゴル国憲法裁判所は9名の成員から構成される。そのうちの3名を国会大会議(国会)が、3名を大統領が、3名を最高裁判所が指名し、これを国家大会議が、9名を6年の任期により任命する。」と定められており、本条2項に「憲法裁判所の裁判所として、法学、政治についての高度の専門知識を有する、40歳以上のモンゴル国民を任命する」といった任命要件も規定されている。

²⁵ モンゴル国憲法9条1項「国は、宗教団体を尊重し、宗教団体は国に敬意を払わねばならない。」、同条2項「国家機関は、宗教活動に関与しない。また、宗教団体は政治活動を行わない。」

²⁶ モンゴル憲法 66 条 1 項は「憲法裁判所は違憲性に関する論争を、国民の嘆願、具申をもとに自らの提議により、または国会、大統領、首相、最高裁判所、検事総長の要請により審査し決定を下す。」と定めており、一般国民も違憲性の疑いがある場合、当該法令に関し、憲法訴訟が起こせることになっている。これはモンゴルの違憲審査制度の大きな特徴だとされる。

²⁷ Монгол улсын Үндсэн хуулийн цэцийн шийдвэр, 1994. 1. 12, №2 (モンゴル国憲法裁判所の判決、1994 年 1 月 12 日、2 号)

²⁸ 前述したように B・チメドは、モンゴル国憲法の制定過程に、起草段階から制定されるまでの全ての段階で参加した者であり、憲法制定後もその役割が評価され、勲章を授与された。同氏は、1966 年から 2008 年までモンゴル国立大学の教授として勤務していた。この間で 1992 年から 1994 年まで、国会議員としても選ばれていた。(Ж.Амарсанаа: Үндсэн хуулийн эхийг баригч, УБ 2010 он, 9-р хуудас. (Ј・アマルサナー『モンゴル国憲法の創設者』(アドモン社、2010 年)9頁)

「家畜」という単語が書かれていた。私は「家畜」という単語では、遊牧民がその家畜を自由に使ったりすることもできなくなるように誤解されると指摘し、最終的には、「家畜」ではなく、「畜群」にした。畜群とは、単なる家畜のことではなく、遊牧、文化、モンゴル家畜の遺伝子等の広い概念を意味している。遊牧の存続を確保するためには、国家による支援が必要である。これはモンゴルの治安や独立と直接に繋がる問題だと考える。モンゴル人を家畜から切り離すと、どうなるか考えなければならない。」²⁹と同条の意味や制定背景について述べている。

そして法務省が発行した『モンゴル国憲法の解釈』という文献によると、「「畜群は国民の宝物である」とは、モンゴルの伝統である遊牧がモンゴル人にとって大事な存在であることを意味する。「畜群が国家の保護の下におかれる」とは、遊牧とその文化ないしはモンゴル家畜の遺伝子の保護などをはじめ、多様な面で遊牧民に対し、経済的または科学的な幅広い援助を提供する義務を国家に課した、モンゴルの特殊な条文である。」30と説明されている。

第二章 遊牧民の土地権をめぐる現行法制度

以上で遊牧はモンゴルにとって長い歴史をもつ伝統であり、現行憲法上もその位置づけが民主主義、資本主義と同じく重要なものであるということが明らかになった。本章では、遊牧民の土地権に関する憲法上の考え方、民法や土地法などの現行法律上の法的構成もみてみたいと考える。

第一節 モンゴル国憲法における遊牧民の土地権

憲法 6 条 3 項は「牧地、共用の土地、国の特別用地を除く土地は、これをモンゴル国民の みに所有させることができる。これには地下の所有は含まれない。国民がその私有する土地 を、売却、交換、贈与、担保等により外国人、無国籍者の所有に移管すること、利用させる

10

²⁹ Б.Чимэд: Төр, нам эрх зүйн шинэтгэлийн эгзэгтэй асуудал, Хоёрдугаар дэвтэр, хуудас 126-127, УБ 2008. (В・チメド『国家と政党に関する法令更新における基本問題』(アドモン社、2008 年)126-127 頁)

³⁰ G・ソブドほか・前掲注 23) 13-14 頁

ことは、これを禁じる。」³¹と定めている。同条は、モンゴル国籍を有する者に対し、一般的に土地所有権を認める反面、その例外として「牧地等の私有化」を禁じている。

まず同条により、モンゴルの歴史上、初めて土地所有権が正式に認められたと考えられる。たとえば、社会主義の憲法の中では、土地所有権が明確に否定されていた。1924年のモンゴル人民共和国憲法3条1項が「モンゴル人民共和国内にある全ての土地、鉱物資源、森林、水資源は古より人民の財産であったという慣習と現在の人民共和国の方針は一致するので、これらの資源は全て人民の支配下に置き、その私有は許さない。」、1940年のモンゴル人民共和国憲法5条が「全ての土地およびその地下資源、森林、水資源……は、全て人民の共有財産である。その私有は許されない。」、1960年のモンゴル人民共和国憲法10条が「全ての土地およびその地下資源、森林、水資源……は、全て国有であり、すなわち全人民の財産である。」と、それぞれ定めていた32。

そして現憲法 6 条 3 項により、牧地の土地私有化が禁じられる理由として、遊牧の存続を確保することがあると考えられている。具体的には、遊牧で牧地を共同で利用してきた慣習が同条に反映されたと述べられている。とはいえ、原則として牧地を共同で利用してきたが、冬および春の場合は、遊牧民が一つの宿営地を排他的に利用し、その周辺の牧地も利用してきた慣習もあるということも、指摘されている³³。換言すると、遊牧民が共同で牧地を利用してきたため、同条により牧地の私有化は認められていない。しかし、これは、遊牧民がある宿営地およびその周辺の牧地を利用してきたことの妨げにはならない、という解釈だといえる。

また、同条に関する憲法起草過程における議論をみると、まず同条は、憲法起草過程で最も検討および議論に時間がかかったものである。具体的には、「そもそも土地私有化を認めて良いか」という議論があり、これらの議論をまとめることは困難であった。

モンゴル国憲法は、1991年5月17日から1992年1月13日まで、全国民と国民大会議34

³¹ 山口幸二・前掲注 22) 467 頁

³² 中村真咲・前掲注 2) 16-17 頁

³³ G・ソブドほか・前掲注 23) 48-49 頁

国民大会議は、モンゴル国憲法を制定した組織であり、430人の議員により構成されていた。体制移行のために、1990年5月10日に制定された「憲法追加に関する法律」により、国民大会議が設立された。その議員は、1990年7月に行われた選挙(モンゴル初の民主主義の選挙といわれる)により選ばれた。国民大会議の設立目的は、新しい憲法を制定することであった。したがって、1992年の憲法制定により解散された。(Ж.Амарсанаа: Үндсэн хуулийн эхийг баригч, УБ 2010 он, 30-33-р хуудас. (前掲注 28 30-33 頁)

および国民小会議³⁵で、それぞれ検討され、制定に至った。土地所有権は、モンゴル人に限り、認められるとの考え方が、憲法の最初の草案で定められていた。つまり、土地私有の考えは最初、憲法起草委員会により憲法上定められた。国民大会議による憲法草案に対する第二回目の会議によると、同条文(憲法6条3項)が激しい議論を経て、制定に至ったといえる³⁶。具体的には、国民大会議の中で、「国民に土地を所有させることができる」という文言に変えて、「土地を国民に占有させるまたは利用させる」という文言を入れるべき、との意見が強かった。C・マームという、当時の国民大会議の議員が土地私有化の文言を「国民に土地を貸与することができる」と変える意見を提案していた。

このように、土地私有化に関して、多様な意見交換がされた。たとえば、賛成派のB・ダシ・ヨンドンという議員は「この条文は、形式的には、土地私有化を認めているようにみえる。しかし実は、ほぼ土地私有化を禁じている。というのは、同条文で牧地、公共の土地、国家の特別保護地を除き、その他の土地に対して、土地所有権を認めているが、実際のところ、牧地でもない、公共の土地でもない土地は現に存在するのか。この条文は非常に良い書き方になっている」³⁷と6条3項を正当化している。要するに、形式的に土地私有化を認めているにすぎないという解釈である。また、E・バトウールは「当該条文の土地所有は、都会に定住している人々のためのものである。今まで、その人々が土地所有権の保護がないため、頻繁に土地収用の対象となり、その建物等も取り壊しの対象となってきた。それに対する、補償金等も支払われていなかった。こういった人々のことも考慮し、土地所有を認める必要がある。」³⁸としている。要するに、土地所有化を認めることにより、ウランバートル市等で定住している住民の土地権を保護する必要があると述べている。

これに対し、反対派の中では、主に土地はモンゴルの独立の保障であるため、土地私有化

³⁵ 国民小会議は、今の国会と類似するものであり、1990年7月の選挙により選ばれた。国民大会議と同じく、1992年の憲法制定により解散された。国民小会議と国民大会議のことを合わせて、モンゴルで二院制度が採用されていたと解する場合もある。(同前 30-33頁)
36 1991年12月27日の国民大会議の「憲法草案に対する第二回目の審議」の際、「国民に土地私有化を認める」6条3項に関し、投票を行ったところ、全議員の54%(178人)が賛成したが、112人が反対し、37人が投票を拒否した。憲法草案の最終の審議の場合、賛成率が66.4%以上でないと制定できないというルールが、当該会議にあった。したがって、モンゴル国憲法制定の約2週間前の時点で、国民大会議は、土地私有化を認めるかどうかを決めることができなかった。(同前 542-544頁)

³⁷ БНМАУ-н Ардын Их Хурлы Үндсэн хуулийн төслийн талаархи хэлэлцүүлгийн проткол, 1991 оны 5-р сарны 17, хуудас 28. (モンゴル国憲法草案に関する国民大会議による会議記事録、1991 年 5 月 17 日、28 頁)

³⁸ 同前 29-30 頁

を認めてはいけない、または遊牧に合わないといった主張があった。たとえば、CH・テルビシは、「土地の私有化は、ウランバートル市等の都会の中でのみ行われると解されているが、実際のところ、土地の私有化は、牧地まで広がっていく。そもそもこれは、牧地について定めていない。そして、都会の土地が広がる際には、牧地から広がってゆく。したがって、牧地の土地所有を認めないとしても、実際に、牧地も私有化されていく。」39と述べている。要するに、土地私有化により、牧地が減っていくことになるということである。

さらに、モンゴルにおいてそもそも土地の私有化があったかどうかについて、都会の人のみに土地所有権を認め、遊牧民等に認めないとすることが適切かどうかという議論も指摘された。これに対し、B・チメドは「モンゴル遊牧にも、実は土地所有の伝統があった。遊牧民は、宿営地を所有してきた。同条により、牧地の私有化が禁じられている。これは宿営地の土地に対する遊牧民の土地権を否定しない」40と解した。B・チメドがなぜこのように宿営地について述べるかというと、遊牧民が宿営地を持ち、その周辺牧地を利用することは、遊牧の存続にとって必要不可欠なものだからだろうと理解できる。

モンゴル国憲法の文言およびそれに対する解説、憲法起草過程での議論等も踏まえると、まずモンゴル国憲法は、モンゴルの伝統である遊牧の存続を確保することも、ある程度考慮したものだといえる。そのための制度として、6条3項は、遊牧民の移動を制限しないことに配慮し、土地私有化の対象から牧地を除いている。さらに遊牧民による牧地の利用は原則として共同であるが、それのみならず、遊牧民が特定の宿営地を排他的に利用し、その周辺の牧地も利用してきた、という伝統があるということも考慮されている。要するに、モンゴル国憲法上、遊牧民が原則として牧地を共同で利用してきた伝統のみではなく、宿営地を持ち、その周辺の牧地も利用してきた伝統も重視されている。

第二節 現行土地法における遊牧民の土地権

本節では、遊牧民の土地権に関する立法現状がどうなっているかをみておきたい。モンゴルでは土地に対する法的関係を、憲法以外に、民法(2002年制定)、土地法(2002年制定)、土地社(2002年制定)、土地社(2002年制定)、土地社(2002年制定)などの法律により定めている。そこでまずモンゴル民法における物権法を概観した上で、土地法の内容をより詳しくみていきたい。その際に、より分か

³⁹ 同前 30 頁

⁴⁰ 同前 31 頁

りやすい説明のために、日本の物権法の基本的概念も参考にしたいと考える。

1 モンゴルにおける土地権の概要――日本の物権法の基本概念と比較して

(1) モンゴル民法における物権の種類と概要

モンゴル民法は、2002年にドイツの支援により、1994年の民法を全面的に改正し、制定された。モンゴル民法は、①総則、②義務、③契約の法律関係、④契約以外の義務、⑤相続、⑥国際民事法律関係という構成である。その中で「第1編 総則⁴¹」の「第5章 有体物と非有体物に関する権利」が日本民法の「物権」に該当する内容である。

同章は、①財産および非財産(同章の総則、83~88 条)、②エズムシフ権(89~98 条)、 ③ウムチルフ権(99~152 条)、④バリツアー権(153~181 条)、⑤登記制(182~185 条) という構成である。モンゴルの民法上は、エズムシフ権、ウムチルフ権、バリツァー権とい う三種の物権が認められている。ウムチルフ権の中で、①家族の財産権(125~133 条)、② 隣人の権利(134~141 条)、③公共用住宅の所有権(142~149 条)、④他人の土地に建物な どを建築する権利(150 条)、⑤権利行使のために不動産所有者の権利を制限する権利(151 条)、⑥他人の財産を一定の制限付きで占有し、利用する権利(152 条)という権利も含ま れている。

そしてこれらの物権としての内容に触れると、ウムチルフ権が日本の「所有権」に、バリツアー権が「抵当権」に、エズムシフ権が「占有権」にそれぞれ該当する。しかしエズムシフ権の場合は、文言上の矛盾もあり、「占有権」に当たるかどうかが必ずしも明確ではない。たとえば、モンゴル民法89条1項は「意思に基づいて権利、物を法的に取得することによりエズムシフが成立する」と定めている。同条によれば、エズムシフの成立要件として、少なくとも①意思、②法的な取得ということが取り挙げられている。これに対して、日本等の占有権に関する概念をみると、占有権は、物権の中で少し特殊であり、物を持っている事実状態に対する法的保護であり、財産の取得方法を問わず、発生する42。

とはいえ、モンゴル民法のコンメンタール等によれば、「エズムシフは、その財産取得が

^{11 「}第1編 総則」は、「第1章 民事法律関係・法例」、「第2章 民事法律関係の主体」、「第3章 法律行為」、「第4章 民事法上の期間」、「第5章 有体または無体の利益に関する権利」という構成である。

⁴² 内田貴『総則、物権総論(民法 I)』(東京大学出版会、2012 年、第 4 版)347-352 頁

違法かどうかを問わず、発生する。民法 89 条の文言上、「法的な取得」という要件は実際上要件にはならない」⁴³と解している。そしてモンゴル国立大学法学部の授業でも、モンゴル民法上のエズムシフ権は、「近代的な占有権」を意味すると教えられている。つまり、民法上のエズムシフ権は、条文の文言を見ると、近代的な占有権の概念に該当しない部分もあるが、解釈により「近代的な占有権」と理解され、統一的理解になっているといえる。

(2) 土地法における土地権の概要

モンゴルにおいて土地法は、1994年に初めて制定されたが、2002年に土地私有化法の制定にあたり、また改めて制定されることになった。現行土地法は、総則(1~8条)、モンゴルにおける土地と分類(9~16条)、国家機関および地方自治体の土地に対する権限(17~23条)、土地管理と報告(24~26条)、土地をエズムシフ(土地法上の土地権の一つであり、以下で詳しく解説する)させる、土地をアシグラフ(同上)させることについて(27~49条)、土地の有効利用とその保護(50~58条)、⑦その他(59~64条)という構成である。同法1条1項によれば、同法の目的は、国民(外国籍または無国籍人も含めて)に土地をエズムシフさせるないしはアシグラフさせることに関連する行政手続等の法的関係を規律することである。

まず前提として土地法においても、遊牧民の土地権という概念はない。換言すれば、遊牧 民であるという理由で、遊牧民に対し、特殊な性格を有する特別な土地権が与えられること はない。土地ウムチルフ権、土地エズムシフ権、土地アシグラフ権という、全てのモンゴル 国籍を有する者や、外国籍または無国籍人(ウムチルフ権とエズムシフ権は、外国人または 無国籍人に認められない)向けの土地権が定められている。

(1)でも触れたように、「土地ウムチルフ権」と「土地エズムシフ権」は、土地法のみではなく、民法上も定められており、民法上の「土地ウムチルフ権(土地所有権)」と、土地法上の「土地ウムチルフ権」は同じものである。上述したように民法上の「ウムチルフ権」は、物に対する処分権を有するものであり、日本の所有権に該当する。土地法上のウムチルフ権も、土地に対する処分権を含む、全面的な支配権である(土地法2条2項44)。そのため、土

⁴³ Ё.Кают нар: Монгол Улсын Иргэний хуулийнтайлбар, УБ 2000 он,хуудас 156. (Y・カユトほか『モンゴル民法の解釈(学問の解釈)』(2000 年) 156 頁)

⁴⁴ 土地法2条2項「土地を所有するとは、当該土地に対する処分権も内包する、法律により認められた範囲で当該土地を支配すること」

地法上の「土地ウムチルフ権」も、土地所有権ということができる。日本語の文献でも、「ウムチルフ権」が「所有権」と訳されている⁴⁵。

これに対して、土地法上のエズムシフ権と民法上のエズムシフ権は、単語が同一であるものの、その意味が一致するかという点が不明確である。具体的には、前述したように、民法上のエズムシフ権は、「占有権」に該当されると解されているが、土地法上のエズムシフ権が「占有権」に類似するかというと難しい問題がある。たとえば、先行研究で中村真咲が「保有(эзэмших)は、訳者によっては「占有」と訳されることもあり、英語でも possessionと訳されているが、日本語の占有とは異なる概念であるので、本稿では概念の混乱を避けるために「保有」と訳した。」46と述べている。(土地法上のエズムシフ権は、本稿における重要概念なので、項を改めて、2で詳述する)。

土地アシグラフ権は、土地法上の概念であり、主に外国籍保持者または無国籍者に対する 土地権であり、「土地利用権」と訳されている⁴⁷。土地法2条4項により、「土地をアシグラ フするとは、法律上認められた範囲で土地ウムチルフ権を有する者または土地エズムシフ 権を有する者と締結した契約に基づき、土地の何らかの利点を利用すること」と定義されて いる。(以下では土地ウムチルフ権のことを「土地所有権」と、土地エズムシフ権のことを 「土地保有権」、土地アシグラフ権のことを「土地利用権」とする。)

そして同法においては、遊牧民の土地利用の伝統などがある程度考慮され、それが法の文言にも現れている。たとえば、同法3条1項⁴⁸6号により「牧地とは、家畜や他の動物を放牧するための自然なまたは人工的な土地であり、牧畜農業⁴⁹向けの土地に含まれる。」と定められている。そして、同法6条1項⁵⁰により、18歳に達したモンゴル市民と企業に対し、土地保有権を認めているが、同法6条2項が「法律に別の定めがない限り、以下の土地を、権限を有する機関の監視、調整を受けながら、共同で利用する。」とし、同条2項1号に「牧地と牧地における水等の自然資源」が取り挙げられている。これは、モンゴル国憲法6条3項にも想定されている、原則として遊牧民が牧地を共同で利用してきた伝統が考慮されて

⁴⁸ 同法3条1項により、同法における基本用語が定義されている。

⁴⁵ 滝口良・前掲注 7) 59 頁

⁴⁶ 中村真咲・前掲注 2) 25 頁

⁴⁷ 同前 18 頁

⁴⁹ 土地法においては、土地がいくつのかの種類に分類されている。この一つは、上記の「牧畜農業の土地」である(土地法10条1項)。

⁵⁰ 土地法 6 条 1 項「モンゴル国民の 18 歳に達した者(以下市民とする)または企業は、 土地を利用するまたは保有することができる。」

いるということだと理解できる。

また、同法第7章「土地の有効利用と保護」に入っている52条は、「牧地の適切な利用と保護」というタイトルになっており、遊牧民同士で牧地を利用していくことに関連する地方自治体の調整や、牧地の保護、遊牧民の移動等に関する規定がおかれている。たとえば同条1項が「地方自治体は当該牧地の特徴、牧地利用の伝統、適切な利用と保護、復帰要請を考慮し、夏営地、春営地、秋営地、冬営地、移動のための予備牧地という分類にしたがい、土地企画書を定める」と規定している。同条により、地方自治体が土地企画書を作成する際、遊牧の牧地利用の伝統等も考慮することになっている。また同条7項51により、遊牧民のホトアイルにも、その冬営地と春営地の敷地に対する保有権が認められている。

2 土地保有権の法的意味

前述したように、土地法においては土地所有権、土地保有権、土地利用権という三つの土地権が定められている。この中で、土地保有権が遊牧民の牧地利用権と一番関係性が近いものだといえる。上記の通り、土地保有権は、土地法 52 条 7 項により、宿営地の敷地に及ぶことになっている。そして遊牧民同士には、以下のような考え方がある。すなわち、「宿営地に対する保有権」には、その宿営地の周辺牧地を利用する権利も入っている、というものである。要するに、土地保有権は、「牧地利用権」の法的根拠となっている実態がある(後に詳しくみる)。したがって、以下では土地保有権の法的意味をより詳しく明らかにしていきたい。

(1) 遊牧民の土地権と土地保有権

土地法 5 章 (27~49 条) は、土地保有権または土地利用権を国家が市民に対して認めることに関連する手続、土地保有権者、土地利用権者の権利義務を定めている。同章の 27 条 2 項⁵²によれば、土地保有権は、モンゴル市民または企業に認められる。そして地方自治体の許可(保有権の証書)に基づき、土地を保有することができる(土地法 27 条 1 項⁵³)。保

⁵¹ 土地法 52 条 7 項「モンゴル市民がホトアイルで冬営地、春営地の敷地を共同で保有することができる。」

⁵² 土地法27条2項「土地保有権の証書をモンゴル国民または企業に認める。」

⁵³ 土地法 27 条 1 項「土地を、法律および契約に従い、権利の証書のみで保有させることができる。」

有権の証書は、①家庭用途向け、②国家機関向け、③企業および団体向け、という三種類である(28条1項⁵⁴)。

そして土地法の実態をみると、遊牧民が土地保有権の中で、「家庭用途向けの保有権」を 取得し、その土地に畜舎を建て、宿営地にしている。または、既に持っていた宿営地に対し て、土地権として「家庭用途向けの保有権」を得る。家庭用途向けの土地は、0,07 haを超え てはいけない(土地法 29 条 1 項55)。

このように、宿営地に対しても土地保有権が及ぶということが、現行土地法が制定されるまでは必ずしも明らかなものではなかった。前述したように、現行土地法 52 条 7 項は「モンゴル市民がホトアイルで冬営地、春営地の敷地を共同で保有することができる。」と定めている。1994 年の土地法においても、一般的保有権が認められていたが、宿営地の敷地という概念がなかった。そのため、保有権が、遊牧社会まで広がるかという点が必ずしも明らかではなかった。2002 年に制定された現行土地法に 52 条 7 項が規定されたことにより、遊牧民の宿営地の敷地にも保有権が及ぶことが明確になったと考える。

(2) 土地保有権の法的内容

前述したように、土地法の目的は、市民に土地保有権を認めることであり、その第 5 章 (27~49条)が「土地を保有させることと、土地を利用させること」について定めている。同法 35条 1 項によると、土地保有権者は、次のような権利と義務を有する。まず、①契約における条件に従い、土地を保有し、利用する(35条 1 項 1 号)、②土地の性質状況に関する保障を所有者に請求する(同項 2 号)、③土地について発生した損害を、その故意過失がある者に対して請求する(同項 3 号)、④権限を有する機関の許可により、他人に土地保有権を譲渡する(同項 4 号)、⑤権限を有する機関の許可により、他人にその土地を全面的または部分的に利用させることができる(同項 5 号)、⑥法律に従い、土地保有権を担保に設定することができる(同項 6 号)、という権利が与えられている。

他方で土地保有権者には、①土地保有契約を守る(同法 35 条 3 項 1 号)、②法令および行政機関の要請に従う(同項 2 号)、③土地代金を支払う(同項 3 号)、④土地に対する検査を

⁵⁴ 土地法 28 条 1 項が「土地保有権の証書には、以下の種類がある。」とし、同項 1 号が「家庭用途向け」、同項 2 号が「国家機関向け」、同項 3 号が「企業および団体向け」とそれぞれ定めている。

⁵⁵ 土地法 29 条 1 項「市民に家庭用途向けに、家およびその柵を建てる目的で、無償で提供する土地は、0.07 haを超えてはならない。」

実施する(同項4号)、⑤他人の土地保有権を尊重する(同項3号)、⑥土地保有権を担保設定にする際、登記させる(同項4号)という義務が課せられている。

土地保有権者の権利の中で、同法 35 条 1 項 4 号の「保有権を他人に譲渡する権利」と、 同項 6 号の「土地保有権を担保に設定する権利」は、2009 年の土地法改正により、新たに 追加された。これについて先行研究では、「土地保有権の譲渡や担保化を可能にしたことに よって、土地保有権の商品化に道を開いたと言うことができる。これは、1994 年の土地法 制定後、牧畜業において市場経済が浸透するに従い、土地保有権の譲渡や担保化の要求が高 まっていったことを示唆している。」⁵⁶と解されている。

そしてこのような保有権の展開により、土地所有権と土地保有権とが類似してきているという点も指摘されている⁵⁷。というのは、保有権の譲渡は、その実態をみても所有者がその所有物に対して、処分権を行使し、他人に売却し、贈与したりするのとほとんど変わらない。遊牧民も「保有権の譲渡」を通じて、お互いに宿営地を売買し、交換したりしている。日本の所有権の概念をみても、所有権は全面的支配権であり、用益物権または担保物権との大きな違いは、処分権を行使することができる点にある(日本民法 206 条⁵⁸)。前述したように、モンゴルにおいてもこの考え方が採用されており、所有者は処分権を有する(土地法3条1項2号)。

また、前述したようにモンゴル国憲法により、土地所有権はモンゴル国民のみに限り、認められている(憲法6条3項)。この考え方は保有権にも現れており、保有権もモンゴル国民のみに限られている(土地法27条2項など)。このように、保有権と所有権は大きく類似している。

そして保有権と所有権との異なる面をみると、保有権には有効期間が付いていることと、 権利譲渡を行使する場合、権限を有する機関の許可が必要であるという違いしかない。有効 期間は15~60年と比較的長い期間であり、しかも更新可能である(土地法30条1項59)。

このように、現行土地法下の土地保有権は、処分権を内包するという側面で近代的な土地所有権と大きく重なるものがある。それだけではなく、モンゴルにおける土地所有権の特徴

- -

⁵⁶ 中村真咲・前掲注 2) 21 頁

⁵⁷ 同前 22 頁

⁵⁸ 日本民法 206 条「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及 び処分をする権利を有する。」

⁵⁹ 土地法30条1項「モンゴル市民または企業に、土地を15~60年の期間で保有させることができる。土地保有権の証書を一回更新する期間が40年間を超えてはならない。」

である、モンゴル国民のみに認められるという点も含まれている。したがって、土地保有権 は、その物権の内容として、日本の「占有権」とは大きく異なり、土地所有権に非常に近い ものである。

第三章 「宿営地周辺の牧地利用権」に関する立法上の問題点と改善策

以上では、現行法制において遊牧民に特化した土地権は存在しないものの、土地保有権が遊牧民の宿営地の敷地にも及ぶことになっており、遊牧民が一定の土地で宿営地をつくるにあたり、あるいは既に持っている宿営地に対して、正式な権利を得るために、土地保有権を取得しているという現状が明らかになったと考える。法的構成として、土地法において「宿営地周辺の牧地」は認められていないものの、土地保有権を通じて、遊牧民が宿営地を持っている事実を保護する、というものである。そしてこの保有権の内容を検討したところ、土地所有権に非常に近いものであることがわかった。

そこで本章では、以上の法的構成が実際上「宿営地周辺の牧地」の保護になっているかどうか、仮になっていない場合はその法制度をどのように改善できるかという点に関して検討したい。その際に、二つの裁判例を取り上げ、その検討を通じて遊牧民の宿営地周辺の牧地利用権に関する現行法制の問題点と改善策について考えることにする。なお以下のケースは、遊牧民同士の土地紛争における典型的な例であって、これ以外にも数多く、同様の裁判例がある⁶⁰。その中で、和解の事例も少なからず存在するので、ここでは、その代表例を検討する。

хэргийн анхан шатны 2-р шүүхийн шийдвэр, Урьдчилан шийдвэрлэх ажиллагааны үндэслэлээр буцаагдсан хэрэг 2014.4.22 дугаар 1955(ウランバータル市における民事裁判第一審の判決、2014年4月22日、1955号)等である。

第一節 裁判例の検討

1 宿営地の除去を請求する事件

(1) 事案

原告は、宿営地に対する保有権を持っている。原告の宿営地から、約500メートル離れた場所で、被告が宿営地や家を作り、遊牧を行っている。原告は当初から反対し、「宿営地を建てないよう」に請求してきたが、被告はこれを無視した。この紛争により、当事者の間で暴力事件も起きている⁶¹。

そこで原告が、「被告の宿営地の除去」を請求し、裁判を起こした。原告は「その宿営地から 1 キロにも満たない場所で、被告が無断で宿営地を作り、遊牧を行っている。そのため、原告の牧地利用権が侵害されている。」と述べた。これに対して、被告は「自分は雇われているものであり、指示された宿営地で遊牧している。そして原告の請求に関し、その雇い主側(使用者)の遊牧民に確認したところ、「相当の許可も得ている」と言われた」⁶²という。

(2) 第一審判決63

第一審は以下のように判示し、原告の請求を棄却した。①原告は土地法 28 条 1 項 1 号における「家庭用途向けの保有権」を持っている。原告は畜舎を建てる目的で、この保有権を得ている。その対象となる土地は、700 平方メートルである。②被告は当該宿営地に対する保有権を持っていないが、その権利者⁶⁴の許可を受けた上で、その土地で宿営地を建て、遊牧を行っている。③原告の保有権を有する、700 平方メートルの土地から、被告が宿営地の土地は 517 メートル離れている。④土地法 6 条 2 項 1 号⁶⁵の規定どおり、牧地

⁶¹ Баян-Өлгий аймаг дахь сум дундын эрүүгийн хэргийн анхан шатны шүүхийн 2017 оны 01 дүгээр сарын 09-ний өдрийн 04 тоот шийтгэх тогтоол (バヤンウルギー県刑事裁判第一審の有罪判決、2017 年 1 月 9 日、4 号)。

⁶² 判決原文: Хариуцагчийн тайлбар хэсэгт: "Б.Батмөнх надад хэлэхдээ: тэд нарыг битгий тоо, энэ газар миний өвөг дээдсээс үлдсэн газар, зохих зөвшөөрлүүд нь байгаа гэж хэлсэн. Тэгээд би тайвширсан.

⁶³ Баян өлгий аймгийн Иргэний хэргийн сум дундын анхан шатны шүүхийн шийдвэр, 2018.1.26, №60 (バヤンウルギー県民事裁判第一審、判決、2018 年 1 月 26 日、60 号)

⁶⁴ 当該宿営地に対する保有権を持っている者のことである。

⁶⁵ 土地法6条2項1号「牧地および牧地における水等を共同で利用する。」

を共同で利用すべきであり、原告は牧地の過剰負担が起きていると主張するが、それは立 証されていない。

(3) 第二審判決66

第二審は第一審と変わらない内容であり、以下のように原判決を支持している。まず被告が当該宿営地を利用する、ある程度の法的根拠があることを確認し、当事者の土地が互いに重なり合っていないことを取り上げている。そして土地法 6 条 2 項 1 号を引用し、牧地を共同で利用すべきだとしている。また、牧地の過剰負担または原告の牧地利用権が侵害されているとする証拠が足りないと判断している。

(4) 最高裁判決67

最高裁判所も下級審と同じであり、原判決を支持している。しかし下級審と異なり、「そもそも被告は原告の権利または法的利益を侵害していない。したがって本件において、被告の行為の合法性について検討する必要性はない」⁶⁸とした。前述したように下級審では、被告が当該宿営地に対する権利を持っているかという点が検討されていた。

この最高裁の立場は、「被告がその宿営地に対する保有権を持っていないとしても、違法に 当該宿営地を利用しているとしても、原告の権利または法的利益と無関係である」というも のだいえる。その理由ははっきり示されていないものの、当事者の土地が離れているという ことだと考える。

(5) 検討

前述したように、宿営地は遊牧にとって拠点のような存在であり、冬や春の時期、山羊や 羊の群れが日常的にその辺りを移動する。そのため、その牧地が受ける影響は強い。近い場 所に宿営地が建てられるということは、遊牧民にとって被害が大きいことを意味する。他方 で遊牧民の拠点である、冬の寒い時期に家畜(主に山羊と羊)を泊まらせる施設が取り壊さ

⁶⁶ Баян өлгий аймгийн Эрүү Иргэний хэргийн давж заалдах шатны шүүхийн магадлал, 2018.3.30, №38 (バヤンウルギー県民事裁判第二審、判決、2018 年 3 月 30 日、38 号)

⁶⁷ Монгол улсын дээд шүүхийн хяналтын шатны иргэний хэргийн шүүх хуралдааны тогтоол 2018.09.28, №1/XT2018/01289(最高裁判所判決、2018 年 9 月 28 日、01289 号)

⁶⁸ 判決原文: Тогтоолын Хянавал хэсгийн 7-р нүүр: "Хариуцагч нь нэхэмжлэгчийн эрх, хууль ёсны ашиг сонирхлыг зөрчөөгүй тул түүний газар эзэмших эрх хууль зөрчсөн эсэх нь энэ хэргийн маргаанд хамааралгүй болно."

れるということも、遊牧民にとって非常にマイナスのことである。このような背景の中で、 当事者の紛争が起き、刑事事件にまで至っている。

本件において、「宿営地周辺の牧地利用権」の考え方が現れている。原告は宿営地を持っていることを根拠にし、その周辺牧地利用のために、被告に対して、「宿営地の除去」を請求している。法的には、被告に対して土地法上の「宿営地に対する保有権」を主張している。被告は原告の請求を認めないものの、「宿営地に対する保有権」の及ぶ範囲については争っていない。つまり、裁判所とりわけ最高裁判所のように、宿営地に対する保有権は、その敷地のみに限られると主張していない。この意味で、少なくとも当事者には、「宿営地に対する保有権」にその周辺牧地を利用する権利が含まれるという共通意識があると考える。

これに対して、「遊牧民の法律知識が正確でない」という評価もあり得るものの、「宿営地に対する保有権には、その牧地を利用する権利も含まれる」という遊牧民の理解にも合理的な理由があると考える。遊牧民同士では、宿営地を売ったり、買ったり、借りたりすることがよくある。この場合、遊牧民がその宿営地の周辺牧地における草、井戸などの自然状況を考慮する。つまり、宿営地を持っているということには、遊牧民にとってあくまでその周辺牧地を利用するためである。

そして結果的には、裁判所(下級審も最高裁も)においては原告の請求は認められなかったものの、下級審においては「宿営地周辺の牧地利用権」の考え方が考慮されたと考える。 上記のように最高裁では、「そもそも原告の保有権を有する土地と、被告の宿営地の土地が離れているので、原告の権利または法的利益が問われない」とみなし、「被告の行為の合法性について検討する必要がない」としている。これは、現行土地法制の下で適切な解釈だと思われる。

しかし前述したように、下級審は被告がその宿営地に対して、何らかの法的許可、権利を 持っているかを重視している。言い換えると下級審の立場は、当事者の宿営地の土地がお互 いに重なり合っていないとしても、被告の宿営地を利用する行為が合法でなければならな いというものだといえる。これは、下級審において「宿営地周辺の牧地利用権」がある程度 認められ、少なくとも違法な土地占拠や無断な土地利用からは保護されるべきという考え 方が採用されている、ということだと理解できる。

2 宿営地周辺の牧地保護に関する事件69

(1) 事案

原告は被告に対し、「原告が持っている宿営地に近い牧地で、被告がその家畜を放牧しないよう」に請求した。原告は、「宿営地の周辺牧地における草を、冬にその家畜に食べさせるため、なるべく宿営地周辺の牧地を大切にし、自分自身も夏などに別のところで、遊牧をしてきた。しかし被告が移動して来て以来(最近5年間)、被告のボドマル(牛、馬、ラクダ)がその宿営地の周辺牧地で放牧され、その草が食べられている。そのため、原告の家畜が冬に死んでしまう。」⁷⁰と述べている。そして「当該宿営地に対する保有権を持っているので、その周辺牧地を利用する権利も有する。」⁷¹と解する。要するに、原告が被告に対し、宿営地に対する保有権を根拠とし、その周辺牧地に対する利用権を主張している。

被告は、「牧地の利用に関する問題は、私達の当事者のみではなく、全ての遊牧民が直面している問題である。先代のときから、原告と同じ故郷で住んできたため、この件についてはお互いに話し合いながら、解決したい。そして、被告は原告の宿営地の周辺牧地で故意に家畜を遊牧し、その草を食べさせているわけでもない。「ボドマル⁷²の足が長い」というとおり、ボドマルだから、他人の宿営地の周辺牧地へ行ってしまうこともある。」⁷³と述べる。被告は原告の請求について争っておらず認めている。

_

⁶⁹ Увс аймаг дахь сум дундын Иргэний хэргийн анхан шатны шүүхийн шүүгчийн захирамж, 2016.12.9 №815. (オブス県における民事裁判所第一審の判決 2016 年 12 月 9 日、815 号)

⁷⁰ 判決原文: Бид уг "Овоотын шил" гэх газарт өвөлжөөд хавар, зун, намрын улиралд өвөлжөөний орчмын газрынхаа өвсийг сайн ургуулах, өвөлдөө малаа онд мэнд гаргахын тулд өвөлжөөнөөсөө хол өөр газарт очиж буудаг юм. Ингэснээр бидний өвөлжөөнд өвс сайн ургаж, бидний мал уг өвсийг идэж онд ордог юм. Гэтэл сүүлийн 5 гаруй жил манай хуулбар хувь өвөлжөөний хажууд А.Нямсамбуу гэх айл ирж буугаад өөрсдийн 200 гаруй бод малаараа үхэр, адуу манай өвөлжөө болон өвөлжөөний орчмын өвсийг идүүлсэнээр малын хорогдол гарч.

 $^{^{71}}$ 判決原文: Бид "Овоотын шил" гэх газарт өвөлжөө барьж, уг өвөлжөөг хуулийн дагуу өмчлөлдөө авсан тул өвөлжөө болон өвөлжөө орчмын газар нь бидний эзэмшлийнх болж, бид уг газартаа малаа бэлчээх эрх үүсдэг юм.

^{『~} ボドマルとは、モンゴル語であり、「馬、牛、ラクダ」のことである。

⁷³ 判決原文: Хамгийн гол нь малчид бид орон нутагт амьдарч буй нутагтаа хамтын сэтгэл зүтгэл гаргаж эвлэрэхийг хичээж зохицож ажиллах ёстой байх гэж бодож байна. Бид зориудаар айлын өвөлжөө бууц бэлчээрийг идэж сүйтгэх явдал байхгүй. Харин бод малын хөл нь урт, майга гэж үг бий. Ийм л байдлаар бэлчээр алдаг оног дайрах, бэлчээрт мал орох явдал бий бөгөөд энэ тохиолдолд хоорондоо ярьж зохицох ёстой гэж ойлгож байна"

(2) 判決内容

裁判所は、「被告が原告の請求を認めたため、当事者が和解した」とみなし、その和解も 適法だとして、当事者の和解を確定した(民事訴訟法 74 条 6 項⁷⁴)。

当事者の和解内容は、「被告がその宿営地を原告の宿営地からより遠ざけ、そのボドマルも原告の宿営地の周辺牧地に行かないようにする」という被告の約束である。

(3) 検討

本件でも原告は「宿営地に対する保有権」を根拠にし、その周辺牧地の利用権を主張し、 被告がその請求を認めている。裁判所は、「当事者が和解した、その和解内容が合法である」 とみなし、その和解を確定している。

そして被告の「原告の宿営地の周辺牧地を、その家畜にわざわざ食べさせたわけでもないが、家畜がその牧地を通る場合は避けられない」という発言によると、被告も原告と同じように、「宿営地に対する保有権を有する者は、その周辺牧地を利用する権利も有する」と納得するものの、「遊牧だから、誰か(原告)が牧地を完全に排他的に利用することはどうしても難しい」という点も指摘されている。宿営地の持ち主であれば、その周辺牧地を利用することが相当であるものの、これは牧場ではなく、遊牧であるため、一人による完全な排他的利用が難しい、ということが指摘されている。

第二節 裁判例から見た立法上の問題点と改善策

1 「宿営地周辺の牧地利用権」に関する問題点

以上によると、まず遊牧民同士の間では、宿営地の持主はその宿営地の周辺牧地に対する 利用権も有しているという共通意識が存在しているといえる。二つのケースのみをもって、 遊牧民同士において、宿営地周辺の牧地利用権を認める考え方や、伝統が存在していると結 論づけることは根拠不足と思われるかもしれないが、上述の通り、同様の裁判例が少なから

⁷⁴ 当事者が和解した場合、すなわち原告がその請求を取り戻した場合、または被告がその請求の全部を認めた場合、ないしは当事者がお互いに合意した場合、「当事者が和解した」とみなす(民事訴訟法 74 条 1 項)。その和解内容が民法と第三者の権利および法的利益に反してはならない(民事訴訟法 74 条 6 項)。

ず見られることに加え、この結論は、筆者自身も遊牧民であった経験を持つ者であり、これまでの研究の中で、両親をはじめとする数多くの遊牧民に対して様々と聞いたり、聞き取り調査を実施した上での評価である。

しかし結果的には、現行土地法の下では「宿営地周辺の牧地利用権」が裁判所により保護されることは難しい。前述したように、同法において遊牧民特有の土地権という概念が存在しておらず、遊牧民はその宿営地の敷地のみに対して、「土地保有権」を取得することしかできない。土地保有権はその対象となる土地(0.07 ha)に限られるものであり、周辺土地(保有地以外の土地)を牧地として利用するという性質を有しない。したがって、遊牧民が法律上認められている唯一の土地権である、宿営地に対する保有権を根拠とし、その周辺牧地に対する利用権を主張しても、それが司法により救済されることはない。

また宿営地を持ち、その周辺の牧地を利用するということは、遊牧民にとって非常に重要なことであり、他人との紛争が起きた場合、譲りづらい問題である。そのため、前節1の事例のように、牧地利用に関する紛争が深刻になり、刑事事件にまで発展する場合もある。

以上をまとめると、土地法における遊牧民の土地権の保護は不十分であり、「宿営地周辺の牧地利用権」はほとんど配慮されていない状況である。この問題を解決しない限り、遊牧民間の紛争は避けられない。

2 立法上の改善策

以上では、現行土地法における「宿営地周辺の牧地利用権」に関する法的構成が不十分であり、裁判上も救済されていないことを明らかにした。そこで本項では、遊牧民の「宿営地 周辺の牧地利用権」の法的保護の改善策について考察する。

まずモンゴル国会および政府機関は、以上のような遊牧民同士の紛争を解決するために、現時点でどのような対策を実施しているかという点を踏まえておきたい。モンゴルでは以上のような遊牧民同士の紛争および牧地の適切な管理制度を整備する解決方法として、「牧地に関する法律」を制定することが考えられてきた。具体的に、2007年に「牧地に関する法案」が作成され、国会に提出された。同法案の大きなポイントは、遊牧民の組合や法人に、牧地全体に対する土地保有権を認めたことである。しかし、このように土地保有権を拡大することは、遊牧の移動性、柔軟性を阻害するという懸念が強く、同法案は国会で審議未了となり、結局制定に至らなかった。そして同法案に関して、先行研究では批判的に評価する見

解が強い。たとえば中村真咲は「牧地法草案は、モンゴルの移動牧畜を定着牧畜に転換する 方向に作用する可能性を秘めており、これまでの 1994 年土地法および 2002 年の土地法改 正とは質的に大きく異なるものであ」って、「本来、移動牧畜が持つ柔軟さを失わせる危険 性があるという意味で、結果的に牧地の荒廃をもたらすように思われる。」 ⁷⁵と指摘してい る。

しかし未だに、政府により国会への上程が検討されている。いつか再びその内容で国会に 提出される可能性はまだある。筆者も同法案のように遊牧民の組合や集団に土地保有権を 与えようとする考え方に賛成することができない。中村真咲が指摘するように、遊牧の本質 である移動性を大きく阻害する危険性が十分に存在すると考える。それだけではなく、牧地 の私有化を明白に禁じた、モンゴル国憲法 6 条 3 項に対する違憲性も問われる。というの は、以上で明らかになったように、土地保有権は処分権を有する点で、日本等の近代的な所 有権の概念と類似するものだからである。

そして筆者は、以上の問題に関してその改善方法として、土地保有権の中に特別な保有権を創設するということを提案したい。具体的には、土地保有権の中で「宿営地保有権」を特別保有権として取り扱い、新しい内容として、当該宿営地の周辺牧地も利用する権利を追加するということである。これは、2007年の法案のように土地保有権を牧地にまで拡大するのではなく、ただ宿営地に対する保有権に限り、新しい内容として利用権を追加するのみであるため、憲法6条3項の違憲性も問われない。そして必ずしも遊牧民の組合または集団をその主体にしなくても良いので、遊牧の柔軟性や移動性にも悪影響が少ない。しかし、その牧地利用権がどこまで及ぶのか、その確保のためにどのような規定や制度が適切であるか、という点も考えなければならない。

筆者は、宿営地の周辺牧地を利用する権利を保護する一つの方法として、宿営地同士の最低限度の距離を法律で具体的に示すという方法があると考える。このように、宿営地同士の最低限度の距離を定めることにより、既に法的な手続により宿営地保有権を得ている者が、その周辺牧地で他の宿営地などが建てられたりすることが無くなる。前述したように、その宿営地の周辺で宿営地が作られることは、遊牧民にとって負担が大きなことである。

そして宿営地同士の最低限度の距離を定めるという方法以外に、牧地利用権の及ぶ範囲 を明らかにするというパターンもあると考える。つまり、宿営地から何キロまでの牧地に利

⁷⁵ 中村真咲・前掲注 2) 23-24 頁

用権が及ぶかを具体的に定めることである。しかしこのように、宿営地ごとにその牧地の範囲を決めることは、遊牧をより定住化させる、定住性をより進める危険性も高いと思われる。 したがって、筆者はこのような定住化性も考慮しながら、前述したように宿営地同士の最低限度の距離を定める方法を提案している。

ただしこの最低限度の距離を一概に決めることは、非常に難しい問題である。というのは、モンゴルの遊牧といっても、地方によりその移動性や、遊牧民の数等が大きく異なるからである。とはいえ筆者は、遊牧の実態や遊牧民同士の考え方等を踏まえた上で、せめて1キロの距離を置くことが適切だと考える。前節Iの「宿営地の除去を請求する事件」で原告は、被告に対して「その宿営地から1キロにも満たない場所で、被告が宿営地を作り、遊牧を行っている。」と主張している。つまりこの原告は、被告の宿営地がせめて1キロ離れていれば、許せるように発言している。そしてこれは、単にこの原告だけの考えではない。たとえば筆者が育った場所でも、他人の宿営地からせめて1キロ離れた場所で、宿営地などを作るような秩序があった。そして筆者の感覚として、1キロは宿営地同士の距離としてそれほど十分な長さではない。しかし、この距離が長すぎると、弊害も考えられる。具体的には、家畜の数が増えている一方、鉱山開発、都会化等により牧地の全体が減っている現状において、宿営地同士の距離をあまりにも遠く定めると、牧地が足りるかという難しい問題も発生する危険性もあると懸念する。したがって、このバランスも考慮しながら、宿営地同士の最低限度の距離をとりあえず1キロと決めるように提案している。

おわりに

以上、本稿では以下の点について検討した。第一章は、モンゴル遊牧の歴史や、現行憲法であるモンゴル国憲法上の位置づけについてである。遊牧はモンゴル人にとって長い歴史を持つ伝統であるとともに、基本的な生業である。モンゴルは乾燥地であるため、農業が適していない。したがってモンゴル人は、昔から遊牧を生業として行ってきた。現在はグローバル化等により、モンゴルでも定住的な生活が盛んとなっているものの、未だに遊牧民が存在し、現行憲法上も遊牧の伝統の存続を確保することが、民主主義や資本主義と同じく重要となっている。

第二章では、遊牧民の土地権とりわけ宿営地周辺牧地の利用権に関する現行法制を検討

した。第一節では、遊牧民の土地権とモンゴル国憲法との関係が紹介されている。モンゴル 国憲法6条3項により、牧地の私有化が禁じられている。これは、遊牧民が牧地を共同で利 用してきた伝統を確保するためであると考えられている。そして憲法起草過程における議 論も踏まえると、牧地を共同で利用してきた伝統のみではなく、遊牧民がそれぞれの宿営地 を持ち、その周辺地を牧地として利用してきた伝統の存在も想定されている。要するに、遊 牧民の宿営地周辺の牧地利用権は憲法起草過程でもある程度想定されていたといえる。

そして同章第二節は、主に現行土地法と遊牧民の土地権について検討した。土地法においては、遊牧民特有の土地権が認められていないものの、実態を見ると遊牧民がその宿営地に対し、法的権利として「土地保有権」を得ている。土地保有権に関して、その法的意味を特定するために、日本の物権法の基本概念(所有権、占有権など)と比較すると、処分権を有している点で、所有権に類似している。

第三章は、現行土地法における「宿営地周辺の牧地利用権」に関する保護が不十分であることを示し、その立法上の改善策を考察したものである。この中で、遊牧民の「宿営地周辺の牧地利用権」に関する典型的な事例を取り上げ、検討を行っている。この結果、遊牧民らは、宿営地を持っている者ならその周辺牧地も利用するべきだという共通意識を持っていることが明らかになった。しかし、土地保有権はその敷地に限られるものであるため、司法により救済されることはできない。要するに、現行土地法上の土地保有権は、遊牧民の宿営地周辺の牧地利用権の保護になっていない。そこで筆者は現行土地法制の下で、その解決方法を考察し、「宿営地に対する保有権」を特別保有権として扱い、その中に周辺の土地も牧地として利用する権利を追加するということを主張した。その際に、周辺牧地利用権を保護するために、宿営地同士の最低限度の距離を1キロとして具体的に定めることも提案している。

本稿では以上のように、遊牧民の土地権とりわけ「宿営地周辺の牧地利用権」に関する現行土地法の不十分な点を示し、宿営地向けの特殊な土地保有権を創設することを提案し、遊牧民の「宿営地周辺の牧地利用権」を保護するように主張した。しかし本稿では、その排他性について十分に検討することができていない。しかしこの問題も、本研究を展開していく上では不可欠なものだと考えるため、今後の検討課題としていきたい。

参考文献

【モンゴル語の文献】

書籍

- 1. Н.Төмөржав, Н.Эрдэнэцогт: Монголын Нүүдэлчин, УБ 1999 он 34-р нүүр. (N・ツムルジャブ、N・エルデネツグト『モンゴルの遊牧民』(モンゴル国立科学アカデミー、1999年))
- 2. Г.Совд нар: Монгол Улсын Үндсэн хуулийн тайлбар, УБ 2000 он. (G・ソブドほか『モンゴル国憲法の解釈』(法務省、2000年))
- 3. Ё.Кают нар: Монгол Улсын Иргэний хуулийнтайлбар, УБ 2000 он,хуудас 156. (Y・カユト ほか 『モンゴル民法の解釈 (学問の解釈)』(2000 年))
- 4. И.Лхагвасүрэн: XX зууны Монголчууд, Осака хотын музей 2003 он. (I・ルハグワスレン 『20 世紀のモンゴル人達(Senri Ethnological Reports 42)』(National Museum of Ethnology Osaka, 2003年))
- 5. Н.Хавх: Монголчуудын нүүдлийн соёл, иргэншилийн гүн ухаан, УБ 2005 он. (N・ハブフ 『モンゴルの遊牧文化、遊牧文明の考え方』(モンゴル国立大学、2005 年))
- 6. Б.Чимэд: Төр, нам эрх зүйн шинэтгэлийн эгзэгтэй асуудал, Хоёрдугаар дэвтэр, УБ 2008 он. (B・チメド『国家と政党に関する法令更新における基本問題』(アドモン社、2008年))
- 7. Ж.Амарсанаа: Үндсэн хуулийн эхийг баригч, УБ 2010 он. (J・アマルサナー『モンゴル国憲法の創設者』(アドモン社、2010年))
- 8. Ч.Энхбаатар нар: Монгол улсын 1992 оны Үндсэн хуулийн хэрэгжилтийн байдалд хийсэн дүн шинжилгээ, НҮБ-ын хөгжилийн хөтөлбөр, 2016 он. (Ch・エンフバートルほか『1992 年のモンゴル国憲法の施行に関する調査』 (ペストコラル社、2016 年))
- 9. Б.Чимэд: Үндсэн хуулийн үзэл баримтлал, Чимэд сан, УБ 2017. (В・チメド『モンゴル国憲法の趣旨』(ノムン社、2017年))
- 10. Д.Гангабаатар: Үндсэн хуулийн эрх зүй, МУИС Пресс, 2017 он. (D・ガンガバートル『憲法学 (統治機構、その原則)』(ベレス社、2017 年))

論文

11. Т.Мөнхжаргал: XIX зууны сүүл, XX зууны эхэн үеийн МУ-ын өмчийн эрх зүйн зохицуулалт онцлог, Хууль дээдлэх ёс 2011 он дугаар 4, хуудас 168-175. (Т • \triangle \vee 7 $\stackrel{>}{\sim}$ γ

ルガル「19 世紀から 20 世紀までのモンゴルにおける所有権の特徴」法治主義雑誌第 4 号(国立法学研究所、2011 年) 168-175 頁)

- 12. П.Золзаяа: МУ-н иргэнд газар өмчлүүлэх тухай хуулийн төсөл, зарим шинэлэг зохицуулалт, Хууль дээдлэх ёс, 2015 он дугаар 1, хуудас 7-10. (P・ゾラザヤ「土地所有法の草案について」法治主義雑誌第1号(国立法学研究所、2015年)7-10頁)
- 13. В.Энхтамир: Газар шинэчлэл зохион байгуулалт ба төрийн нийтийн өмчийн менежментийн асуудал, Хууль дээдлэх ёс, 2017 он дугаар 3, хуудас 151-167. (V・エンフタミル「土地開発における公用的土地の問題」 法治主義雑誌第3号(国立法学研究所、2017年) 151-167頁)
- 14. Ж.Амарсанаа: Нүүдэлчдийн эрх зүйн соёл: Уламжлал, Орчин үе, Шийдэл (Эрх зүйн бодрол), Хууль дээдлэх ёс, 2018 он дугаар 3, хуудас 11-18. (J・アマルサナー「遊牧民の法文化: 伝統、近代化、解決策(法哲学考察)」法治主義第3号(国立法学研究所、2018年) 11-18頁)

【日本語の文献】

書籍

- 1. 鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会、2009年)
- 稲村哲也『遊牧・移牧・定牧-モンゴル、チベット、ヒマラヤ、アンデスのフィールド から-』(ナカニシヤ出版、2014年)
- 3. 内田貴『総則、物権総論(民法I)』(東京大学出版会、2012年、第4版)
- 4. 佐藤俊編『遊牧民の世界(講座・生態人類学 4)』(京都大学学術出版会、2002 年)
- 5. 松井健『遊牧という文化-移動の生活戦略--』(吉川弘文館、2001年)
- 6. 山口幸二 (解説・訳)「モンゴル国・Mongolia」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集 (第二版)』(明石書店、2007年)

論文

7. 今岡良子「モンゴルの遊牧社会の変容-資源をめぐる紛争予防の観点から-」IPSHU 研究報告シリーズ 35 号、(広島大学平和科学センター、2005 年) 69-89 頁: https://home.hiroshima-u.ac.jp/heiwa/Pub/35/Part7.pdf(最終閲覧日:2019年7月20日)

- 8. 大谷忠他「モンゴル国遊牧民の草原利用と家畜生産」東京農業大学農学 49 巻 3 号 (2004年) 90-97 頁
- 9. 加藤久和「進展するモンゴルの土地法制改革と環境保護の課題」国際開発フォーラム 34 号(名古屋大学大学院国際開発研究科、2007年) 53-66 頁
- 10. 加藤久和ほか「モンゴル国の土地法制に関する法社会学的研究-環境保全と紛争防止の 観点から-」科学研究費補助金研究成果発表報告書(2009年)
- 11. 環境省自然環境局自然環境計画課「モンゴル・遊牧による草地の持続可能な利用・管理」 世界の事例 5 号、2 頁: http://www.env.go.jp/nature/satoyama/satonavi/(最終閲覧日:2019年6月20日)
- 12. 小長谷有紀「生態資源の広がり:モンゴル遊牧世界における資源の変容:モンゴル国の 土地問題(みんぱくリポジトリ)」(国立民族学博物館、2007年) 148-161 頁
- 13. 滝口良「『史上初』の土地所有-モンゴル国における土地所有法をめぐって-」相関社会 科学 14 号 (2004 年) 57-70 頁
- 14. 滝口良「土地所有者になるために-モンゴル・ウランバートル市における土地私有化政策をめぐって-」北方人文研究 2 号 (2009 年) 43-61 頁
- 15. 冨田敬大「ポスト社会主義モンゴル国における遊牧民と土地私有化政策-地方社会の土地利用に関する方法論的考察-」Core Ethics Vol. 4(2008 年) 213-225 頁
- 16. 中村真咲「モンゴル土地法における牧地保有権の展開」、社会体制と法 10 号 (2009 年) 14-26 頁: http://assls.sakura.ne.jp/wp/wp-content/ (最終閲覧日: 2019 年 7 月 20 日)

【参照裁判例】

- 1. Увс аймаг дахь сум дундын Иргэний хэргийн анхан шатны шүүхийн шүүгчийн захирамж, Эвлэрсэн хэрэг 2016.12.9 дугаар 815. (オブス県における民事裁判第一審の判決、2016 年 12 月 9 日、第 815 号)
- 2. Дүүргийн Иргэний хэргийн анхан шатны 2-р шүүхийн шийдвэр, Урьдчилан шийдвэрлэх ажиллагааны үндэслэлээр буцаагдсан хэрэг 2014.4.22 дугаар 1955. (ウランバータル市に おける民事裁判第一審の判決、2014 年 4 月 22 日、第 1955 号)
- 3. Монгол улсын дээд шүүхийн хяналтын шатны иргэний хэргийн шүүх хуралдааны тогтоол, Нэхэмжлэгчийн эрх ашгийг зөрчөөгүй гэж үзсэн шийдвэр 2018.09.28 дугаар

001/XT2018/01289. (最高裁判所判決、2018年9月28日、第001/HT2018/01289号)

- 4. Баян-Өлгий аймаг дахь сум дундын эрүүгийн хэргийн анхан шатны шүүхийн шийдвэр, 2017.01.09 дугаар 4, бэлчээрийн маргаан эрүүгийн хэрэгт (バヤンウルグー県における刑事裁判第一審の判決、2017年1月9日、第4号)
- 5. Үндсэн хуулийн цэцийн дүгнэлт, Хуучин газрын тухай хууль, 1995.3.9, дугаар 3 (憲法裁判所・判決、1995 年 3 月 9 日、第 3 号)
- 6. Үндсэн хуулийн цэцийн дүгнэлт, Ашигт малтмалын тухай хууль, 2004.4.6 дугаар 3 (憲法 裁判所の判決、2004 年 4 月 6 日、第 3 号)